

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の改正に伴う  
「有価証券上場規程に関する取扱い要領」等の一部改正について

平成28年 3 月 22 日  
株式会社名古屋証券取引所

当取引所は、「有価証券上場規程に関する取扱い要領」等の一部改正を行い、平成28年 4 月 1 日から施行します。

今回の改正は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の改正に伴い、「有価証券上場規程に関する取扱い要領」等において、修正国際基準を適用する場合の上場制度上の取扱いに係る規定を設けるものです。

以 上